

平成 2 1 年 9 月

平成 2 2 年度当初予算編成に対する  
重 要 政 策 提 言

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

平成 21 年 9 月 11 日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 大野 ゆきお

政務調査会長 橋 泰三

### 平成 22 年度当初予算編成に対する重要政策提言

昨年の世界的な経済危機に伴い、戦後最悪の水準まで落ち込んだ日本経済を立て直すために、昨年来から、緊急保証制度による中小企業の倒産防止や緊急雇用対策など様々な施策を講じてきましたが、我が国の経済情勢は依然と厳しい状況にあります。

特に兵庫県の経済は、世界的な経済危機に加え、今春に発生した新型インフルエンザの影響により、観光産業をはじめとする県下産業に大きな影響を与え、いまだ厳しい状況にあり、早期の経済回復が求められております。さらに、台風 9 号による豪雨災害により、多くの犠牲者と多大な被害が生じており、またこの秋にも新型インフルエンザの流行が予想される中、これまで以上に、安全と安心が求められる時代となっております。

こうした中で編成される平成 22 年度予算は、井戸知事が 3 期目の県政で目指す「元気で安全安心な兵庫をつくる」を具体化する道標であり、安全安心をどのように具体化していくのか、井戸知事の手腕が問われるところであります。

我が会派は、行政における「ムダ・ゼロ」を根本に据え、「地域再生」「安全・安心」をはじめ本県が抱える諸問題に真正面から取り組み、「県民」と「地域」が輝く

社会の実現に向けて、全力で取り組んでいます。

具体的には、財政運営健全化のためのさらなる行財政構造改革の推進、少子化対策や高齢者対策の充実、医師不足の解消、環境にやさしい地域づくりの推進、多様な就業支援や中小企業支援等による地域の活性化、人間教育の充実と教育改革の推進、並びに、恒久的な防災対策の推進など、山積する政策課題に積極果敢に取り組んでまいります。

こうした観点から、平成 22 年度の本県の政策検討にあたり、特に重要と思われる下記の政策を提言します。

知事におかれては、我々議員団の意図するところを十分に斟酌され、予算編成並びに行財政構造改革推進方策、今後の事業執行に着実に反映されるよう強く求めるものであります。

## 記

- 1 行政のムダ・ゼロと県民の視点に立った県政の実現
- 2 健康で安心できる共生社会づくり
- 3 環境にやさしい地域づくりの推進
- 4 地域経済の総合力が発揮できる勢いのある兵庫づくり
- 5 ユニバーサル社会に対応したまちづくり
- 6 人間教育の充実と教育改革の推進
- 7 文化芸術とスポーツの振興
- 8 「食」の安全・安心と農政改革の推進
- 9 安心して暮らせる街づくり

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

団 文教常任委員会委員長	野口 裕	西宮市選出
幹 総務常任委員会委員長	大野 ゆきお	姫路市選出
政務調査会 農政環境常任委員会委員長	橘 泰三	明石市選出
副 警察常任委員会委員長	松田 一成	神戸市兵庫区選出
政務調査副会 建設常任委員会委員長	下地 光次	尼崎市選出
健康福祉常任委員会委員	羽田野 求	神戸市北区選出
総務常任委員会委員	松本 よしひろ	神戸市須磨区選出
産業労働常任委員会委員	渡部 登志尋	神戸市長田区選出
建設常任委員会委員	合田 博一	伊丹市選出
警察常任委員会委員	北条 やすつぐ	姫路市選出
健康福祉常任委員会副委員長	篠木 和良	川西市及び川辺郡選出
農政環境常任委員会委員	岸本 かずなお	加古川市選出
文教常任委員会委員	谷井 いさお	尼崎市選出

# 重 点 要 望 事 項

## 1 行政のムダ・ゼロと県民の視点に立った県政の実現 (13項目)

### (1) 行革推進方策に基づく改革の着実な実行について

我が会派は、行政のムダ・ゼロと県民の視点に立った県政の実現を目指すところであり、昨年議決された行財政構造改革推進方策の着実な実行を求めるとともに、引続き、事務事業、投資事業、組織、公社等のあり方においても、今後の少子高齢化や人口減少といった社会情勢の変化を見据え、担うべき業務を抜本的に検証し、行政コストの削減や組織のスリム化を図り、さらに簡素で効率的な行政としていくこと。

### (2) 行革推進での人事・公会計制度の改革

ア 行革の意味を理解し、主体的に取り組むため、組織として明確な目標を設定するとともに、職員それぞれが使命感とモチベーションを持って業務を担うことのできる人事システムの改革を進めること。

イ 推進方策の実施状況を的確に審査するため、県民誰が見ても、県の財務状況が分かりやすく理解できる「基準モデル」による財務諸表にしていくなど、公会計システムの改革を進めること。

### (3) 組織、公的施設等の見直し

ア 教育事務所については、実務を実際に担っている市町教育委員会への移譲等を進め、廃止の方向で検討すること。

イ 試験研究機関の地方独立行政法人化について機関毎に、その性格等十分考慮すること。

ウ 公的施設の市町への移譲又は移管にあたっては、地元市町の協議・調整に重点を置くこと。

エ 組織の見直しにより廃止された事務所について、県民サービスの低下などの影響を調査し、影響がある場合は対応を検討すること。

### (4) 公営企業の見直し

#### ア 企業庁事業の見直し

水道用水供給事業については、経費削減を行うとともに、供給安定方策にも

配慮すること。

イ 県立病院の見直し

県立塚口病院の県立尼崎病院への統合について、「まず統合ありき」で審議を進めるのではなく、尼崎市を中心とする地域医療の水準低下を招かないように、様々な選択肢を視野に入れ、外部委員会で検討するとともに、地元の理解を得るように、議論のプロセスを明らかにし、十分に説明すること。

(5) 外郭団体の抜本的な見直し

ア 外郭団体については、経営の透明化とともに、総合的な経営の観点に立った事業評価を行い、統廃合や事務事業の見直しを含め、社会的ニーズの変化に対応した不断の見直しを行うこと。

イ 公社等の県職OBの活用については、県職員の再就職先の確保と誤解を招くことがないように、専門知識や経験に応じて採用すること。

(6) 効率的・効果的な社会基盤整備の推進と公共事業のコスト削減

ア 投資事業の実施に当たっては、先例に倣った予算配分にとらわれることなく、県民生活の安全・安心に寄与する事業への配分に重点化するなど、県民の理解が得られる見直しを進めること。

イ 公共事業における資材の単価や仕様等の規格の見直し、入札制度の合理化等を推進し、公共事業コストの一層の削減を図ること。

ウ アセットマネジメントの手法によりライフサイクルコストの低減とインフラ整備のトータルコストの管理を行うこと。

エ 橋梁、河川及び海岸事業における排水機場や海岸堤防等、老朽化が著しい社会基盤施設について、現行の補助制度を実態に応じた制度に改めるよう国に働きかけを行うなど、効率的・効果的な整備と維持管理に努めること。

(7) 民間活力導入の推進

指定管理者制度により公の施設の管理を公社等外郭団体だけではなく民間企業に委託することや、県レベルで市場化テストを導入することなどにより、民間活力の導入を推進すること。

(8) 事業仕分けの推進

県の事業について、そもそも必要な事業かどうか、必要な場合、民間、県、市町のいずれで行うべきかなどについてきめ細かく仕分けする事業仕分けを実施し、

徹底した歳出削減に取り組むこと。

また、二重行政の解消の観点等からも、市町への権限委譲、役割分担、事務の共同処理のあり方について徹底的な見直しを行うこと。

(9) 独立性を高めた外部監査制度の導入

行財政の監査機能を強化するため、複式簿記に基づいた発生主義会計と現在の包括外部監査より独立性を高めた外部監査制度を導入すること。

(10) 道路特定財源の一般財源化に伴う道路整備や維持管理費の安定的確保

県土の骨格となる基幹道路をはじめ、必要な道路整備の早期かつ計画的な推進、高度成長期に建設し老朽化した道路構造物等の修繕・更新の必要性など、地方の実情を十分に踏まえ必要な財源について、地方枠として維持することを国に積極的に働きかけを行うこと。

(11) 談合防止のための入札システムの確立

公共工事の入札については、工事の質を確保しつつ、最低制限価格の見直しも含めて、談合防止のためのシステムを確立すること。

(12) 地上デジタル放送の受信環境の整備

平成 23 年 7 月の地上デジタル放送への完全移行に当たり、全ての県民が県内どの地域においても、地域間格差なく受信できる環境整備に向け、都市受信障害対策、経済的困窮者の受信機器購入への助成制度など、国の責任で対策に取り組むよう働きかけを行うこと。

(13) 県民緑税の使途の見直し検討

災害に強い森づくり、都市緑化が使途となっている県民緑税について、その取組の進捗状況を検証しつつ、地球温暖化防止など、新たな課題に対しても活用することも含め、その見直し検討を進めること。

## 2 健康で安心できる共生社会づくり (15項目)

(1) 新型インフルエンザ対策

今春に流行した新型インフルエンザの本県での対策や国の動き等を踏まえて、速やかに新型インフルエンザ対策計画を改訂するとともに、その内容を県民に周知すること。

## (2) 少子化対策と働き方改革

### ア 次期少子化プランの策定及び施策の重点化

本年度中に策定される次期少子化プランの策定にあたっては、県民や関係機関の意見を十分に反映するとともに、施策については、行財政改革が進む中で、予算も限られてくることから、有効な施策の重点化を図って、展開して行くこと。

### イ 経済的支援

乳幼児医療費助成事業をはじめとする子どもの医療費助成について、通院の支給対象年齢を義務教育終了時まで拡大し、所得制限を緩和すること。

妊婦健康診査費の国庫補助の継続を国に求めるとともに、全額無料化に向け、引き続き、市町とともに取り組むこと。

高校生に対する奨学金制度について、貸与月額の増額や貸与要件の緩和、申請から貸与までの手続の迅速化を図ること。

### ウ 仕事と家庭の両立・雇用環境の整備

子どもを産み育てやすい社会環境づくりを進めるため、育児休業の取得を社員に奨励し、子育てと仕事の両立支援に取り組む企業に対して経済的支援策を講じるなど、育児休業の普及促進を図ること。

また、事業所内託児施設の設置・運営に対する助成を拡大すること。

結婚、出産による退職後の再就職率が非常に低い本県の現状を踏まえ、再就職、職場復帰、継続雇用し易い職場環境づくりに取り組むこと。

### エ 子育て環境の整備

待機児童ゼロの実現を目指し、幼稚園と保育所の長所を活かしてその両方の役割を果たす仕組みづくりとしての認定こども園の施設整備支援の拡充と設置条件の緩和を国に求めるなど一層の促進を図ること。

幼稚園・保育所の授業料無料化へ県として支援策を拡充すること。

学校、行政、地域が一体となって、子どもの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」については、人数制限や学年での制限、受け入れ終了時間が早い等課題があることから、ニーズにあった運営の充実を図ること。

現行の保育施策の補完的役割を担う「育児ファミリーサポートセンター」の拡充を図ること。

子どもの人格形成に重要な影響を与える妊娠・胎児期、新生児期、乳幼児

期における良好な母子関係構築のための周産期ケア体制を確立すること。

幼児2人同乗用自転車の普及促進のために、安心こども基金を活用して、市町等がレンタル制度等を実施するように働きかけること。

### (3) 地域医療の充実と良質な医療の提供

#### ア 救急医療体制の充実

夜間及び休日の救急医療を確保するため、本年度から実施の管制塔機能病院、支援病院、支援診療所の各体制の確立と同システムの県下全域への導入を促進するとともに、二次救急医療体制における病院群輪番制の充実強化と三次救急医療体制の早期確立を図ること。その際に、救急医療体制に開業医を活用するオープンシステムの導入を支援する方策を講じること。

病院勤務医の負担を軽減するために、電話相談事業の拡充やコンビニ受診を控えるなどの住民への啓発により適切な受診行動に努めるように周知すること。

#### イ 小児救急医療体制の充実

小児科医の確保を図るとともに、小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者への小児救急医療研修を推進し、小児救急医療体制の充実に早急に取り組むこと。

#### ウ ドクターヘリの導入

平成22年4月を目途とする京都府・鳥取県の3府県でのドクターヘリ共同運航に向けた取り組みを着実に進めること。

県立加古川医療センターにドクターヘリの基地を設置すること。

隣接府県との相互応援体制を含む救命救急医療の充実に取り組むこと。

#### エ へき地医療の充実

へき地における地域住民の安全安心を保障するため、公立病院等の医師確保について支援を行うとともに、へき地等不採算医療に対する財政支援の拡充を図ること。

#### オ がん対策の充実

緩和ケアを充実すること。

放射線治療や化学療法等のがん専門医の養成・確保を推進すること。

チーム医療による総合的ながん治療体制を確保すること。

子宮頸がんの予防に向けた健診の拡充と普及啓発の強化に努めること。また、国が実施している子宮頸がん及び乳がん検診の無料化について引き続き実施するように国に求めること。

カ 産婦人科医の確保と助産師の養成

誰もが安心して子どもを生むことができるよう、産婦人科医の確保と助産師の養成を進め、地域医療機関への配置を充実させること。

産婦人科医の負担を軽減するとともに、充実した妊産婦ケアの実現のために助産師分娩科、院内助産所の設置及び産科救急病院との連携によるバースセンター設置を推進すること。

キ 難病対策の充実

難病患者の支援のため、医療費支援など難病対策の充実に取り組むこと。

ク 腎臓患者への支援の充実

県内透析医療の質的向上と地域間格差・施設間格差の解消に取り組むこと。

ケ アレルギー性疾患対策の充実

アトピー性皮膚炎、気管支喘息、シックハウス症候群など増加するアレルギー性疾患に対応するため、かかりつけ医等のネットワーク化によるアレルギー性疾患医療体制の整備のほか、県立病院のアレルギー外来の充実や講習会の開催、食物アレルギーの原因物質を表示する制度の普及など、アレルギー性疾患対策の総合的取り組みを推進すること。

コ エイズ・性感染症対策の推進

若者を中心にエイズ感染者が急増している実態を真摯に受け止め、まん延防止・予防のため、性感染症予防の教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、総合的な対策を講じること。

(4) 医療制度改革に対応した緩和措置

高齢者医療制度については、低所得者対策を抜本的な見直しを図るとともに、医療・年金・介護のバランスを含めたトータルの負担のあり方を十分検討するよう、国に働きかけを行うこと。

(5) 介護保険制度改革等に対応した基盤整備等の充実

ア 高齢者福祉施設の整備・充実と入所待機者の解消を図ること。

イ 認知症高齢者グループホームの整備・拡充を図ること。

ウ 要介護者の発生と軽度要介護者の重度化を抑制するために、市町が行う地域包括支援センターの整備や地域支援事業への支援など、多方面にわたる方策を講じること。

エ 介護療養型医療施設の廃止、医療保険適用療養病床の削減方針を見直しするよう国に強く働きかけること。

オ 平成 18 年度診療報酬改定に伴い、算定上限日数が設けられ、最長 180 日に制限されたりハビリテーションの期間について、実態を踏まえた見直しを国に働きかけること。

#### (6) 障害者福祉改革の推進

ア 視覚・聴覚等重複障害者（盲ろう者）に対する聴覚障害通訳、盲ろう通訳の人材確保など、コミュニケーションの確保、社会参加と自立に向けた支援を強化すること。

イ 障害者福祉サービスの普遍的な充実、障害者の自立と社会参加を進めるといふ障害者自立支援法の理念を実現するため、障害者・障害児等利用者負担を応益負担から応能負担に転換するとともに、障害者の対象拡大など、同法の抜本的見直しを国に働きかけるとともに、県として利用者負担の軽減措置等の支援策を講じること。

ウ 10 人未満の小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

エ 特例子会社の設置促進、「ひょうご障害者トライヤル・ディ」の本格実施など民間企業における障害者の雇用促進に努めること。

オ 内部障害者についての社会的認識を高めるため、「ハート・プラス」マークの普及、公共交通機関における優先座席の確保など、総合的な対策を推進すること。

#### (7) 福祉人材確保対策の推進

福祉・介護サービス分野における職員の処遇改善を図るために、本年 4 月に引き上げられた介護報酬改定や国の補正予算における処遇改善支援事業について、適切に介護職員の処遇改善に反映するように、実態把握及び指導を行うこと。

また、良好な労働環境の整備、安定した生活を保障する給与体系の改善等、質の高い人材を安定的に確保するための対策を講じるよう、国に働きかけを行うこと。

(8) 児童虐待防止対策の強化充実

ア こども家庭センター、健康福祉事務所、保育所、幼稚園、医療機関、警察など関係機関のネットワーク強化、市町村ネットワークの設置率向上により、被害の発見、通報体制の強化、被害児童の保護、救済、こころのケア、自立支援に至るまで児童虐待防止プログラムの着実な推進を図ること。

イ 加害者である保護者等に対し教育指導を強化するとともに、法的措置の強化を国に働きかけること。

ウ 24時間相談体制の拡充を図るとともに、こども家庭センターの職員等を対象とした系統的で継続的な研修を実施し、関係職員の専門性を高めること。

(9) 女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）対策の強化充実

ア DV対策基本計画の実践、普及・啓発に努めるとともに、被害の発見、通報及び相談体制の強化を図るため、女性家庭センターの充実を推進すること。

イ 自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進すること。

ウ 女性家庭センターをはじめ関係機関の職員を対象とした系統的で継続的な研修を実施し、関係職員の専門性を高めること。

エ NPOなど民間支援団体の活動に対する財政支援を講じること。

(10) 高齢者虐待対策の強化充実

ア 関係機関のネットワークシステムの構築により、被害の発見、通報及び相談体制の強化を図り、被害者の保護、救済、リハビリ及びこころのケア体制の確立を図ること。

イ 一時保護施設の増設、リハビリ入所施設、ケア付きグループホームの設置を推進すること。

ウ 相談、治療、リハビリ、こころのケアに当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を推進すること。

エ 関係機関への対応マニュアルの作成と職員に対する研修を実施すること。

オ NPOなど民間支援団体の活動に対する財政支援を講じること。

(11) ヒューマンケア施策の推進

ア 「こころのケアセンター」の抜本的機能拡充を図るとともに、自殺予防を含めた生命の尊厳と生きる意欲を高めるヒューマンケア施策を推進すること。

イ 引きこもり、コミュニケーション障害など社会適応障害者に対応するため、専門家チームをつくり、訪問相談、カウンセリング、治療、リハビリの各ケア体制の整備を積極的に推進すること。

ウ 園芸療法・音楽療法の普及と活用を促進すること。

(12) 地域コミュニティの再生・支援

ア 地域力の向上を図るため、県民の参画と協働を推進し、地域における人と人との結びつきを強化するための取り組みを推進すること。

イ 青少年の健全育成とコミュニティ再生を図るため、地域において子どもたちが群れ遊ぶこども社会再生への取り組みの強化を図ること。

(13) 成年後見制度の普及啓発

認知症高齢者や障害者等が財産管理や契約を適切に行えるよう、「成年後見制度」の普及啓発、支援策の充実を図ること。

(14) 無年金外国籍高齢者及び障害者対策の推進

無年金外国籍高齢者及び障害者に対する福祉給付金支給制度を一層拡充し、年金受給者との較差の解消を図るとともに、国に対して引き続き救済措置の実施を求めること。

(15) 原爆症認定訴訟患者等の早期救済

今回の原告団との合意に基づき、原爆症認定訴訟の早期解決を着実に進めるとともに認定基準の見直しによる救済範囲の大幅拡大を国に働きかけること。

(16) 自殺者防止対策の推進

自殺者を大幅に減らすことを目指し、自殺防止に関する調査研究を進めるとともに、うつ病対策やカウンセリングの充実、遺族のケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。

### 3 環境にやさしい地域づくりの推進 (9項目)

(1) 地球温暖化に対する県民意識の向上の推進

「エコポイント」事業を推進し、県民運動として取り組み、全県的に推進すること。

(2) ごみ・ゼロ施策の徹底

ア ごみの発生を極力減らし、ライフスタイルの転換や分別収集の強化とリサイクルの徹底を図ること。

イ 資源を有効に再利用しながら、持続的発展を可能にする循環型社会を構築すること。

ウ 使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るための法整備を行うように国に求めること。

### (3) 太陽光発電などグリーンエネルギーの導入推進

ア 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出防止を推進するため、太陽光発電、風力発電、バイオマス等のグリーンエネルギーの導入を積極的に推進すること。

イ 太陽光発電システムのさらなる普及促進のために、県の補助金制度を復活すること。

ウ 太陽光発電を促進するために、大規模集客施設等における太陽光発電システムの市民オーナー制をモデル的に実施すること。

### (4) 環境学習・教育の推進

環境を大切に思う“こころ”を育み、学びながら実践へとつなげる、環境学習・教育を推進すること。

### (5) ヒートアイランド対策の推進

ア 建物の屋上、壁面を活用した緑化や道路の保水性舗装等を推進すること。

イ 屋上、壁面緑化への助成制度等については、要件を一層緩和するなど利活用しやすいものとする。

### (6) 有害物資の処理対策の推進

ア アスベスト対策として、今後増加する建築物の解体工事に係る便乗値上げ的な不当な価格の転嫁を防止するとともに、費用の調査や廃棄物受入施設の確保、助成制度の創設など、解体工事が適切に行われる仕組みづくりに取り組むこと。

イ 昨年秋から日本環境安全事業(株)大阪事業所でコンデンサーなどPCB廃棄物の処分が開始されたことに伴い、実施される県内の小中学校など公的施設で保管しているコンデンサーなどのPCB廃棄物の搬送・処理について、遺漏のないよう搬送・処理するように指導、監視に努めること。

### (7) 不法投棄対策の推進

硫酸ピッチをはじめ産業廃棄物等の不法投棄が生活環境の悪化をもたらしている実態を踏まえ、監視の強化とともに、初期対応、原状回復に至るまでの総合的

な対策を講じること。

(8) 自動車公害対策の推進

モーダルシフト対策、交通流対策、実効あるロードプライシングの本格実施、低公害車等環境負荷の少ない車種への買替促進助成、排ガス減少装置の装着促進助成など総合的な自動車公害対策の推進を図ること。

(9) 環境対策の情報提供体制の充実

環境対策の支援策や CO<sub>2</sub>削減方法などについてワンストップで情報等が提供できるような仕組みづくりを行うこと。

#### 4 地域経済の総合力が発揮できる勢いのある兵庫づくり (6項目)

(1) 世界的な経済危機に対応した的確な緊急経済・雇用対策の推進

世界的な経済危機に伴い、戦後最悪の水準までに落ち込んだ兵庫経済を立て直すために、的確な緊急経済・雇用対策に取り組むこと。

ア 中小企業への金融支援

中小企業に対する貸し渋り等が生じないように、県においても信用保証協会、金融機関に強力に働きかけること。

中小企業が過去に一時的な滞納があっても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、支援の対象にするなどの柔軟な対応を指導すること。

県下中小企業の緊急保証制度の利用実態について、経済団体等と連携して的確に把握すること。

イ 雇用の場の創出

造成した基金を有効に活用し、兵庫県の特性を活かした事業を展開し、持続的・安定的な雇用につなげるよう雇用の場を創出すること。

介護、福祉、農林業など雇用吸収力の高い産業へ労働移動が図れるよう、労働局とさらなる連携を図り、促進すること。

ウ 需要の拡大対策

県下中小建設業の受注機会の確保のために、公共工事の分離・分割発注等を更に促進すること。

高等学校等の公共施設の耐震改修については、早期に着手、箇所を拡大すること。

需要を喚起する観点からも、ソフトをはじめとする補助事業の早期認定に取り組むこと。

#### エ 環境分野等への投資による需要の喚起

学校などの公共施設等への太陽光発電システムの導入促進を図ること。また、住宅用の太陽光発電システムの設置にかかる県の補助金制度を復活すること。

低炭素社会の実現に向けて、環境・エネルギー分野の技術開発とエネルギー転換を促進し、県内企業の技術力を高めるとともに、関連企業の集積を進めること。

#### (2) 多様な就業創出と支援策の構築でニーズに即した雇用の推進

ア ニートやフリーターの就職支援対策として、ワンストップの「情報提供」や「キャリアカウンセリング」、「デュアルシステム」等の充実強化を図り、若年者の失業率半減を実現すること。また、「ワーキングプア」対策にも取り組むこと。

イ 「トライやる・ワーク」、「インターンシップ」等の拡充を図り、高校生に対する事前対策を強化すること。

ウ 団塊世代の大量退職が本格化することを踏まえ、自らが有する技術や経営・販売ノウハウを活かした起業を志す定年退職者に対する支援策を講じること。

#### (3) 中小零細企業・商店街の支援と新規事業開発・創出等の支援の推進

ア 制度融資や信用保証において新規事業や新商品の将来性等を評価するなどの要件緩和を進めること。

イ 金融機関の貸出姿勢の消極化や中小企業の資金調達に混乱が生じることのないよう、中小企業者への資金供給の確保を図るよう国に求めること。

ウ 新産業の育成・集積、サービス産業の育成・高度化、新規創業の促進など生産性が高く競争力がある産業の構築を図ること。

エ ひょうご産業活性化センターと商工会議所・商工会等の経済団体との役割を見直した上で、小規模事業対策予算を拡充し、施策の充実を図ること。

#### (4) 次世代スーパーコンピュータを活用した地域経済の活性化

神戸市に立地される次世代スーパーコンピュータについては、地元企業の利用促進とともに、研究分野に弱みを抱える中小企業にも広くメリットが波及し、地域経済の活性化につながる施策を推進すること。

#### (5) ひょうごツーリズムビジョンの推進

ツーリズムの総合的な振興を図るとともに、中国をはじめとした外国人観光客の誘客促進と受入環境の充実、観光通訳士の資格化などツーリズム人材の育成・確保を行うとともに、“おもてなし”の向上を図り、来訪者、リピーターの倍増をめざすこと。

また、今春のインフルエンザの流行で大きなダメージを受けた兵庫の観光を回復させるために、イベントの開催など様々な施策を展開すること。

#### (6) 関西3空港時代に対応した兵庫経済活性化の推進

本格的な関西3空港時代を迎え、大阪、京都などの近隣府県との連携・協力による広域的な観光対策をはじめ、兵庫経済活性化に積極的に取り組むこと。

### 5 ユニバーサル社会に対応したまちづくり (5項目)

#### (1) バリアフリーのまちづくりの推進

幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、駅舎など公共交通施設へのエレベーターの設置等によるバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、歩行者や自転車に配慮した生活道路網の整備を推進すること。

#### (2) 高齢社会に対応した総合的な交通体系の整備推進

ア エネルギー効率が高く、高齢者等の重要な交通手段である鉄道とバスについて、公的支援により、運行補助による運賃の低減化、乗り継ぎ割引の拡充、利便性の高いダイヤ編成に向けた取り組みを強化すること。

イ 生活交通の確保のため、不採算バス路線への支援強化とコミュニティバス(乗り合いタクシーを含む。)の普及に向けた支援を行うこと。

ウ 鉄道を含めた公共交通機関において市町が行う高齢者運賃割引制度への支援を行うこと。

エ 環境改善のためにも自動車による通勤を極力抑え、鉄道による利用者の増員を図るために、駅周辺に割安駐車場を整備し、パークアンドライドの導入の推進に努めること。

オ 環境に配慮した移動手段としての自転車をより積極的に活用するためにも、自転車専用道路の整備を積極的に推進すること。

### (3) 高齢者等の安定居住の促進

- ア セーフティネットの機能を果たすため、県営住宅の事業を維持するとともに、バリアフリー化等を図りつつ、適正な維持管理を可能とする財源を確保すること。
- イ 民間賃貸住宅の借り上げや家賃補助により、高齢者、障害者等の円滑な入居を図るとともに、住宅のバリアフリー化を図ること。
- ウ 県営住宅の政策空家等の空家件数を極力減らし、県民への住宅提供の一層の改善を図るためにも、公社ではなく民間による管理システム体制を積極的に構築すること。
- エ 急速に高齢化が進展している階段室型県営住宅のバリアフリー化を推進するために、「外付けエレベーター」の設置を積極的に推進すること。
- オ 雇用促進住宅において入居者が一方的に退去させられることのないように、長期入居している退去困難者への支援を行うことを国に働きかけること。

### (4) 住宅の住み替え促進等

新たな住宅政策として、住宅資産の有効活用を図るため、マイホームを貸したい者に家賃収入を保証しつつ、住宅を長期的に継続して借り上げたうえで、子育て世帯等へ賃貸していくなど、住み替え施策を促進すること。

### (5) 慢性的な渋滞の解消等

- ア 渋滞交差点解消プログラムを推進するとともに、ボトルネック踏切等による交通渋滞の解消を図ること。
- イ 阪神高速道路株式会社の対距離料金制への移行にあたっては、各都市圏の現行料金に十分配慮するとともに、環境改善、渋滞緩和等地域の課題解決が期待できる弾力的な料金制を導入するよう働きかけること。
- ウ 阪神高速道路のネットワーク充実と利便性向上のため、新神戸トンネルの阪神高速道路株式会社への移管を推進すること。
- エ 第二神明道路須磨料金所付近における抜本的な渋滞緩和策を実施すること。

## 6 人間教育の充実と教育改革の推進（15項目）

### (1) 信頼される学校づくり

- ア 公立学校のフラットな職場関係を改革し、校長・教頭が本来のリーダーシップを発揮するとともに、学校教職員の人事管理、職務管理の体制を確立すること。

イ 主幹教諭については、設置目的である リーダーシップ 教育課題への適切な対応 人材育成という観点に立った人材の選考、登用を行うこと。

(2) 学校の「いじめゼロ作戦」の展開

学校におけるいじめの実態を把握し、「いじめゼロ」へ学校内外の総力を結集したプロジェクトチーム等による取り組みを展開すること。

(3) 子どもの安全対策の推進

ア 多発する犯罪から子どもの生命を守るため、学童保育の児童も含め、すべての学校における安全管理体制の総点検や独自の防犯マニュアルの策定とともに、スクールガードマンの配置を拡充すること。

イ 学校、行政、地域が一体となって、子どもの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」については、人数制限や学年での制限、受け入れ終了時間が早い等課題があることから、ニーズにあった運営の充実を図ること。(再掲)

(4) 個性や能力を伸ばす教育の推進

ア 社会参加を通じて、責任と良識ある市民を育てるシティズン・シップ教育を導入すること。

イ 少人数教育をさらに推進すること。

ウ 小中学校での日常英会話の習得をめざし、英語教育の充実を図ること。

エ 部活動が廃部・休部になっている現状を踏まえ、部活動を維持するための指導者の育成・確保、サポート体制の確立を図ること。

(5) 県立高校入試の採点ミスに関する再発防止

今春に発生した県立高校入試の採点ミスを踏まえ、再発防止委員会で原因等について徹底調査の上、今後の高校入試に対する信頼を回復するために、入学試験及び採点・点検体制を見直すとともに、採点に関する教職員の意識改革を進めること。

(6) 高校教育改革の推進

ア 学校選択の自由度を高めるため、入学者選抜制度の改革や現在の学区制の抜本的な見直しなど、高校教育改革を推進し、個性や能力を伸ばす教育、特色ある学校づくりを推進すること。

イ 県立高等学校教育改革の検証と推進を図るため、第三者を含めた高等学校評価制度を導入すること。

ウ いわゆる「教師のフリーエージェント制」の拡充など、教師の能力や専門性

を評価し、やる気のある教師を活かす取り組みを推進すること。

#### (7) 開かれた学校づくりと教育の活性化

ア 学校評議員制度やPTCA活動支援事業の充実と活性化を図るとともに、学校運営協議会を導入するなど、学校運営に対する家庭や地域の意見の反映と参画を図り、開かれた学校づくりを推進すること。

イ 教育行政への県民の参画と協働を実践するため、生徒や保護者、地域住民など第三者を入れた学校評価制度を導入すること。

ウ 平成21年度からの教員免許更新制の本格実施に向け、さらに教員の資質向上を図るため、養成・採用・研修・評価等の各段階における改善を図り、努力している教員が正しく評価され処遇が改善されるよう、教員の評価制度を導入し、給与等に反映すること。

エ 保護者や地域住民、教職をめざす学生等を小・中学校へ派遣し、授業において教師をサポートする「教員サポーター制」の導入や、意欲のある教員OBを進路指導・生徒指導等を専門に担当する「校務専任教員」として採用するなど、教員のサポート体制の強化を図ること。

#### (8) 特別支援教育の充実

ア 障害の重度・重複化や多様化等に対応し、障害のある個々の児童生徒のニーズに応じた教育の充実を図ること。また、ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無等に関わらず共に学べる教育環境を整備すること。

イ 特別支援学校高等部に在籍する生徒が増加している実態を踏まえ、特に神戸地域における施設の計画的整備など受け皿の拡大と、卒業後に備えた自立教育を推進すること。

ウ 特別支援学校や特別支援学級には、特別支援学校教諭の免許を持たない教師が配置される場合もあり、教員の資質の向上を図るとともに、軽度の子どものために、特別支援学級での受け入れ体制を充実させること。

#### (9) 学校等の安全対策の強化と学習環境の改善

ア 学校施設の耐震化等をさらに強力に推進すること。

イ 冷暖房設備の整備及びトイレの改修を促進すること。

ウ 緊急時の避難所としての役割も考慮し、エレベーターの設置など学校のバリアフリー化を推進すること。

(10) 職業意識の醸成

小中学校からの職業意識の醸成を図るため、「トライやる・ウィーク」の一層の充実を図るとともに、高校生就業体験事業の拡充など職業教育のさらなる推進を図ること。

(11) 自然学校の充実

これまでの自然学校事業の成果を評価検証しつつ、今日的課題を踏まえ、自然体験を通じた「心の教育」の充実を図ること。

(12) 食育の推進

ア 食の安全安心と食育に関する条例を踏まえ、食生活の改善と健康増進をめざし、食の正しい知識と文化を身につける食育を推進する具体的モデルプログラムを作成すること。

イ 栄養教諭の積極的配置と子どもとともに親に対する食育推進活動を展開すること。

(13) 読書活動の推進

ア 児童生徒の活字離れに歯止めをかけ、基礎学力の向上を図るため、学校における朝の一斉読書の実施など読書活動を推進すること。

イ 高等学校の図書の実質と地域開放を図ること。

(14) 県立大学の改革

県立大学の統合の効果、県立大学の使命である人材育成や研究支援など地域社会への貢献度等について十分検証を行うとともに、大学運営の自主・自律性と効率化を確立するため、公立大学法人や国立大学法人の成果・課題を検証し、法人化の適否について検討すること。

(15) 私学教育の改革

私立学校教育について、透明性と説明責任、公平性の観点から、第三者機関による学校評価制度を導入するとともに、時代の要請を踏まえた新しい基準による県の補助制度に改革すること。

## 7 文化芸術とスポーツの振興（4項目）

(1) 文化芸術の振興

ア 芸術文化振興ビジョンに基づき、幅広い県民や団体等が自主的・主体的に文

化芸術活動に取り組める会場費助成など、文化・芸術振興のためのソフト施策を一層充実させ、必要な予算を確保すること。

イ 音楽、美術、文学等の各分野で世界的なコンクールを開催するなど、「芸術文化立県“ひょうご”」をめざしたイベントを実施すること。

ウ 「アーティストクラブ」の機能を拡充し、新進・若手芸術家の育成支援のため、文化芸術奨学金を創設すること。

エ 地域における伝統的な芸術・文化の活性化を推進すること。

#### (2) 博物館・美術館・文書館の電子情報化

博物館、美術館、文書館のレベルアップを図るとともに、電子情報化により施設内端末やインターネットによる検索・閲覧を実現するなど、利用者の利便性向上を図ること。

#### (3) スポーツの振興

ア 教育委員会ではなく、知事部局にスポーツ振興を担う常設の組織を設置するとともに、スポーツの裾野を拡大しつつ、一流のスポーツ選手育成のための仕組みづくりを行うこと。

また、科学的、総合的にスポーツを研究し、トレーニング支援や指導者を育成するスポーツ科学トレーニングセンターの設置に取り組むこと。

イ 学校スポーツ、実業団スポーツとともに、クラブスポーツの振興を支援すること。

ウ スポーツを通じて、親子のふれあいや地域の交流促進を図るとともに、ストリート系スポーツ、ニュースポーツ等を取り入れた総合的なスポーツ振興策を推進すること。

#### (4) 芸術家・スポーツ選手の外部講師登録制度の充実

児童生徒が、各分野の芸術家やスポーツ選手とふれあえる機会を増大させるとともに、若手芸術家やスポーツ選手などの外部講師登録制度を充実させること。

## 8 「食」の安全・安心と農政改革の推進（7項目）

#### (1) 食品の安全・安心対策の推進

ア 食品の検査体制の強化とともに、トレーサビリティシステムの導入促進等により「ひょうご食品認証制度」の拡大を図るなど、消費者、さらには生産者を

含む事業者の立場からの食品の安全・安心確保対策を推進すること。

- イ 食品表示の偽造や賞味期限の改ざんなど、国内における食品の信頼性を揺るがす事件が相次いで生じていることから、国及び食品業界と連携し、消費者の不安解消に努めるとともに、食の偽装に対する罰則強化を国に働きかけること。

## (2) 消費者行政の強化

ア 消費者庁の設置に併せて、県の消費者行政の体制を強化すること。

- イ 冷夏や日照不足により予想される農産物の価格上昇について、便乗値上げの監視を国とともに強化すること。

## (3) 国の農政改革における「3ヵ年集中改革期間」への対応

ア 営農条件が整わず集落営農組織への移行が困難で、国の対象にならない地域・農家に対して地域農業や環境・地域社会が維持できる方策を講じること。

- イ 耕作放棄地を解消するため、放棄地の所有者からの委託を受けて一括して面的に再配分する新たな面的集積機能をもつ仕組みを創設すること。

## (4) 産業としての農業の再構築

農業経営の法人化等を進め、多様な担い手の育成を図りながら、産業としての農業を再構築するとともに、食料自給率の向上を図ること。

## (5) 楽農生活の推進と農のゼロエミッションの推進

ア 都市と農山漁村地域を共生・対流する関係と位置づけ、都市と農村の交流を促進し、県民が収穫の喜びや自然とのふれあいを通じてゆとりとやすらぎを実感できる楽農生活を推進すること。

- イ バイオマス資源の有効活用を図るため、農のゼロエミッションを推進すること。

## (6) 地産地消・県産県消の推進

ア 「おいしいごはんを食べよう県民運動」の推進、米飯学校給食の実施、さらに地域農産物の地産地消を推進することにより、米の地産地消を推進すること。

- イ 牛乳など酪農製品の地産地消を推進すること。

ウ 全国ブランドの兵庫のノリ養殖業のさらなる振興を図ること。

エ 兵庫の海や漁業の情報発信や料理教室等を行う「SEAT CLUB」を普及・支援するなど、水産物の地産地消を推進すること。

## (7) 災害に強い森づくりの推進

「県民緑税」を活用し、森林の防災面での機能強化を計画的に進めるとともに、

県民にわかりやすい整備効果の検証方法を確立すること。

## 9 安心して暮らせる街づくり（2項目）

### (1) 防災・減災社会の実現

#### ア 台風9号災害に対する早期復旧

被災地域の道路などの生活基盤の早期復旧に努めるとともに、被害者の家族など被災者に対する心のケアに努めること。

今回の被害を拡大させた、平成16年台風による風倒木について、直ちに除去すること。

#### イ 危機管理・防災態勢の充実

公共交通の安全性の向上を図ること。

災害・事故時の関係機関の連携及び初動体制の強化とともに、近隣府県を含めた広域的かつ総合的な危機管理・防災態勢の整備、充実に取り組むこと。

#### ウ 防災・減災対策の総合的推進

都賀川の水難事故を踏まえ、公的な親水空間を有する河川について、緊急時に避難を呼びかける警報装置を設置するなどの対策を速やかに講じること。

平成16年台風や集中豪雨による被害を踏まえ、高齢者等の災害弱者にも配慮した避難勧告などの防災情報の伝達システムの構築や、市町との連携の強化など、減災対策を総合的に推進すること。

ゲリラ豪雨による都市河川での急激な水位上昇を緩和させるため、周辺住宅地での雨水貯留・浸透施設の整備を促進すること。

東南海・南海地震等に備え、津波防災対策の強化を図るとともに、建築物の耐震化の促進等を総合的に推進すること。

「ひょうご治山・治水防災実施計画」について、各地域の実態を踏まえたアクションプログラムを策定し、河川、砂防、下水道事業等の連携による総合的な防災対策を推進すること。

#### エ 総合的な住宅再建支援の促進

災害による住宅再建の経済的負担を軽減するため、本県が創設した住宅再建共済制度の加入を促進するとともに、改正された被災者生活再建支援制度の活用を促進すること。

## (2) 防犯対策・犯罪対策等の強化

### ア 警察体制の整備と警察官の資質向上

県民の要望と期待に的確に対応し信頼できる警察体制を整備し、警察官の不祥事防止対策を強化しつつ、警察官一人ひとりの資質・能力の向上により、警察力を強化すること。また、大量退職期における警察力の強化のため、退職警察官を積極的に採用すること。

### イ 銃器犯罪防止策の強化

県内の銃器犯罪根絶のため、水際の摘発強化など対策を強化するとともに、組織的な武器の隠匿場所の摘発を強化すること。

### ウ 地域社会と連帯した地域総合安全対策の推進

市町、関係機関・団体、事業者等と連携した防犯ネットワークを拡充し、地域と協働した防犯活動基盤の整備を推進すること。

### エ 交通安全対策の推進

飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進すること。

交通死亡事故ゼロに向けた取り組みを強化すること。

高齢者、子どもたち、障害者に配慮した交通安全対策の推進とともに、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

自転車絡む交通事故が増加傾向にあることを踏まえ、自転車の酒酔い運転や二人乗りなどの危険運転に対する取締りを強化すること。

### オ 体感治安回復に向けた刑法犯罪対策の強化

県民の体感治安を回復するためには、身近な刑法犯罪に対処する必要があることから、駐車違反取締りの民間委託の更なる拡大等により、警察官の現場配置を強化するとともに、悪質重大な犯罪対策等に警察力を重点配分すること。

県民に不安を与える街頭犯罪・侵入犯罪等の抑止及び徹底検挙を図ること。

警察の機動力アップを図るためパトカーの台数を増強すること。

事件等への迅速な対応を図るため、24時間常時稼働のフロントライン・パトロール隊の拡充を図ること。

カ 青少年の非行防止対策の充実

暴走族への対策を含め、凶悪・粗暴化する少年非行への対策を強化するとともに、青少年の心や体を蝕む覚醒剤や大麻、MDMA、シンナー等の薬物乱用防止対策を強化すること。

キ 県民の身近で発生する犯罪対策の強化

携帯電話の普及に伴い増加する「出会い系サイト」等を介したIT関連犯罪の取締りを強化すること。

悪質違法な貸金業者に対する取締りの強化などヤミ金融対策を強化すること。

「還付金詐欺」をはじめとする「振り込め詐欺」など、身近な知能犯罪に対する取締り等を強化すること。

ク 「救済」の観点からの犯罪対策の推進

「犯罪被害者等基本計画」等を踏まえ、犯罪被害者に対する人権尊重を図るとともに、きめ細かな相談や情報提供の推進と支援策・体制の充実を図ること。

また、女性被害者のためのレディースサポート交番の拡充を図ること。

ケ 家庭内暴力（児童・女性・高齢者）の防止対策の推進

警察と健康福祉事務所などの関係機関相互の連携体制を確立するとともに、相談や情報提供に対し、被害者保護の観点から迅速な対応を図ること。

（以上76項目）